

青森県報

号外第九十六号

平成二十年
十二月十七日
(水曜日)

目 次

条 例

青森県政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料等徴収 条例	（選挙管理委 員会事務局）	二
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例	（人 事 課）	三
青森県税条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	五
青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例	（警 察 本 部 課）	五

青森県政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料等徴収条例をここに公布する。

平成二十年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十九号

青森県政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条の十六第十五項の規定による少額領収書等の写しの交付及び法第二十条の二第二項の規定による収支報告書等（法第十二条第一項及び第十七条第一項に規定する報告書、法第十四条第一項（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）に規定する書面並びに法第十九条の十四に規定する政治資金監査報告書をいう。以下同じ。）の写しの交付に関する事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入)

第二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

- 一 法第十九条の十六第十五項の規定による少額領収書等の写しの交付を受けようとする者

政治資金に係る少額領収書等写し交付手数料 用紙一枚につき 十円

二 法第二十条の二第二項の規定による収支報告書等の写しの交付を受けよとする者

政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料 用紙一枚につき 十円

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の不還付)

第四条 既に納入した手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(平成二十一年十二月青森県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「事務で」の下に「、弘前市」を、「大鰐町」の下に「、板柳町」を加える。

第二十三条中「八戸市」の下に「、むつ市、平川市」を加える。

第二十五条第一項中「外ヶ浜町」の下に「、鱒ヶ沢町、深浦町」を、「中泊町」の下に「、野辺地町」を、「東北町」の下に「、六ヶ所村」を加え、「及び階上町」を「、南部町、階上町及び新郷村」に改め、同条第二項及び第三項中「東北町」の下に「、六ヶ所村」を加え、「及び階上町」を「、南部町、階上町及び新郷村」に改め、同条第四項中「中泊町」の下に「、六ヶ所村」を、「五戸町」の下に「、南部町」を加え、同条第五項中「中泊町」の下に「、六ヶ所村」を加え、「及び階上町」を「、南部町、階上町及び新郷村」に改める。

第三十一条中「むつ市」の下に「、平川市」を加える。

第三十二条中「六ヶ所村」を「むつ市及び六ヶ所村」に、「同村」を「それぞれ当該市村」に改める。

第三十四条中「田舎館村」の下に「、六戸町」を加える。

第三十六条中「六ヶ所村」を「むつ市及び六ヶ所村」に、「同村」を「それぞれ当該市村」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第二十条、第二十三条、第二十五条第一項から第五項まで、第三十一条、第三十二条、第三十四条及び第三十六条に規定する事務に関して、この条例の施行の日前において知事がした処分その他の行為及び次項の規定により知事がした処分その他の行為は、同日以後において当該事務を管理し及び執行することとなる市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

3 前項に規定する事務に関して、この条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

(青森県都市計画法施行条例の一部改正)

4 青森県都市計画法施行条例（平成十五年三月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第四条及び第五条中「田舎館村」の下に「六戸町」を加える。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十一号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「又は青森県収納代理金融機関」を「若しくは青森県収納代理金融機関」に改め、「いう。」の下に「又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条の二第二項に規定する受託者」を加える。

附 則

この条例は、平成二十一年一月五日から施行する。

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十二号

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例

青森県警察本部組織条例（平成六年十月青森県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中(五)を(四)とし、(四)を(五)とし、(六)を(四)とし、(六)の次に次のように加える。

- (六) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第三条第一項に規定する給付金に関する
こと。

附 則

この条例は、平成二十年十二月十八日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭